

改正

平成20年5月1日規則第44号

平成25年4月1日規則第14号

旭川市障害者自立支援審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市障害者自立支援審査会条例（平成18年旭川市条例第17号）第4条の規定に基づき、旭川市障害者自立支援審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体の数)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する合議体（以下「合議体」という。）の数は、10以内とする。

(合議体を構成する委員の定数)

第3条 政令第8条第3項の規定による合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

(合議体の会議)

第4条 合議体の会議は、当該合議体の長が招集する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、福祉保険部障害福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。